

キャッシュアウト加盟店規約

(定稿 平成 30 年 2 月 7 日)

第 1 条 (加盟店等)

1. キャッシュアウト加盟店 (以下「C0 加盟店」といいます。) とは、キャッシュアウト直接加盟店 (以下「C0 直接加盟店」といいます。)、キャッシュアウト金融機関加盟店 (以下「C0 金融機関加盟店」といいます。)、キャッシュアウト間接加盟店 (以下「C0 間接加盟店」といいます。)、キャッシュアウト任意組合 (以下「C0 任意組合」といいます。) およびキャッシュアウト組合事業加盟店 (以下「C0 組合事業加盟店」といいます。) をいいます。
2. C0 直接加盟店とは、本規約を承認のうえ、日本電子決済推進機構 (以下「機構」といいます。) において C0 加盟店として登録され、第 10 条第 1 項に定める C0 直接加盟店契約を締結した法人または個人をいいます。
3. C0 金融機関加盟店とは、本規約を承認のうえ、機構において C0 加盟店として登録された金融機関をいいます。なお、C0 金融機関加盟店は、C0 発行銀行が定める規定において「C0 直接加盟店」に含まれるものとしますが、本規約第 10 条第 1 項に定める C0 直接加盟店契約は締結しないものとします。
4. C0 間接加盟店とは、本規約を承認のうえ、C0 直接加盟店と第 10 条第 2 項に定める C0 間接加盟店契約を締結した法人または個人をいいます。
5. C0 任意組合とは、民法上の組合であり、本規約を承認のうえ、機構において C0 加盟店として登録され、第 10 条第 1 項に定める C0 直接加盟店契約を当該組合の代表者を通じて締結したものをいいます。
6. C0 組合事業加盟店とは、C0 任意組合の組合員であり、本規約を承認した法人または個人をいいます。
7. 機構所定のキャッシュアウト加盟店規約とは本規約を指すものとします。
8. C0 発行銀行とは、機構の会員であるカードの発行者たる金融機関であって、第 10 条第 2 項に定める加盟店銀行 (以下「加盟店銀行」といいます。) または C0 金融機関加盟店との間で、機構所定の方法によって、第 2 条第 1 項に定めるキャッシュアウト取引を認める旨の合意をした金融機関をいいます。
9. カードとは、機構の会員である金融機関が発行する当該預貯金口座に係るカードのうち、C0 発行銀行によりキャッシュアウト取引契約の締結に係る機能を付与されているものをいいます。

第 2 条 (C0 デビット取引契約)

1. C0 加盟店は、C0 加盟店が顧客に対して現金を交付し、顧客が C0 加盟店に対して当該現金の対価を支払う取引 (以下「キャッシュアウト取引」といいます。) に係る顧客が C0 加盟店に対して負担する債務を顧客の預貯金口座からの預貯金の引落とし等によって支払う旨の

契約（以下「キャッシュアウト取引契約」といいます。）の申込を、カードを提示して行うときは、本規約に従い当該顧客とキャッシュアウト取引契約を締結するものとします。

2. C0 加盟店は、C0 加盟店が顧客に対して商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といい、「キャッシュアウト取引」と併せて「C0/売買取引」といいます。）について顧客が負担する債務（以下前項に定める債務と併せて「対価支払債務」といい、第8条第4項に基づく手数料に係る債務を含みます。）を顧客の預貯金口座からの預貯金の引落とし等によって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といい、「キャッシュアウト取引契約」と併せて「C0 デビット取引契約」といいます。）の申込を、カードを提示して行うときは、本規約に従い当該顧客とC0 デビット取引契約を締結するものとします。
3. C0 加盟店は、C0 デビット取引契約を締結する場合は、第10条第1項に定めるC0 直接加盟店契約、第10条第2項に定めるC0 間接加盟店契約、第10条第3項に定めるC0 組合契約に従って、加盟店コード（C0/売買取引に係るオンライン取引電文においてC0 加盟店を識別するためのコードをいう。）を端末機において使用するものとします。
4. C0 デビット取引契約は、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、カードの暗証番号が端末機に入力された時に成立するものとします。
5. C0 加盟店は、端末機が備え置かれている店舗内外の見やすい所に、機構所定の加盟店標識を掲示する等の方法によってキャッシュアウト取引の取扱いがあることを表示するものとします。
6. C0 加盟店は、顧客との間でキャッシュアウト取引を行った場合は、機構の認める方法で、キャッシュアウト取引を行ったことの証跡を保存するものとし、機構、C0 発行銀行または加盟店銀行から当該証跡の提示を求められた場合には、これに応じるものとします。
7. C0 加盟店は、顧客との間でキャッシュアウト取引を行った場合は、機構が別途定める方法に従い、当該キャッシュアウト取引の明細が記録された書面を印刷する方法その他機構が別途定める方法によって、キャッシュアウト取引の明細を確認するとともに、これを顧客に交付または提供し、顧客に、当該明細の確認を求めるものとします。
8. C0 金融機関加盟店におけるC0 デビット取引契約に関わらない顧客の口座引落可能照会については、C0 金融機関加盟店は、その目的について事前に顧客に説明しその承諾を得るものとします。

第3条（取引義務等）

1. 機構所定の加盟店規約に定める加盟店であるC0 加盟店は、顧客からキャッシュアウト取引契約の申出を受けず、デビットカード取引契約のみの申出を受けた場合には、当該加盟店規約および当該加盟店契約、当該間接加盟店契約または当該取決めの定めるところによりデビットカード取引契約を行うものとします。
2. 機構所定の加盟店規約に定める加盟店であるC0 加盟店は、顧客からキャッシュアウト取引を含む取引の申出を受けた場合には、C0 加盟店規約およびC0 直接加盟店契約、C0 間接加盟店契約またはC0 組合契約の定めるところによりキャッシュアウト取引契約を行うものとします。

第4条（セキュリティー）

1. C0 加盟店に設置される端末機等は、機構所定の安全基準を満たすものを使用するものとし、各 C0 加盟店の費用と責任において備え置くものとします。
2. C0 加盟店は、加盟店銀行、第 10 条第 2 項に定める C0 間接加盟店契約を締結した C0 直接加盟店または同条第 3 項に定める C0 組合契約を締結した C0 任意組合より、当該 C0 加盟店の事業形態、カードの利用形態、および過去の前払式証票の偽変造等の事故等に照らして、より強度なセキュリティー体制が必要と認められ、C0/売買取引のセキュリティーにつき指導・監督を受けた場合には、これに従うものとします。
3. C0 加盟店は、端末機等またはシステムに関して知り得た技術上その他の機密を第三者に漏洩または開示してはならないものとします。
4. C0 加盟店は、端末機等またはシステムに関して故障または障害が発生したことを認知した場合、速やかに、その旨を機構に報告するとともに、機構を通じて C0 発行銀行および加盟店銀行にもその旨を報告するものとします。
5. C0 加盟店または端末所有者は、端末機の不正な利用または取扱をしないものとし、端末機を将来に亘り利用しないこととなり、または利用できない状況となった場合、機構所定の方法により処分するものとします。

第5条（C0 加盟店の管理）

1. C0 加盟店は、顧客情報の漏えい、顧客情報の不適切な取扱い、顧客の預貯金口座からの二重引落および超過引落、不正な C0/売買取引等の事故、本規約並びに機構が別途定める規約およびガイドラインへの違反等（以下「事故等」といいます。）が発生した場合には、C0 直接加盟店および C0 任意組合の場合は自ら、C0 間接加盟店の場合は C0 直接加盟店を通じて、C0 組合事業加盟店の場合は C0 任意組合を通じて、直ちに、その旨を機構に報告するとともに、機構を通じて C0 発行銀行および加盟店銀行にもその旨を報告するものとします。また、C0 加盟店は、その経営状況が三期継続して赤字となった場合には、C0 直接加盟店および C0 任意組合の場合は自ら、C0 間接加盟店の場合は C0 直接加盟店を通じて、C0 組合事業加盟店の場合は C0 任意組合を通じて、直ちに、その旨を加盟店銀行に報告するとともに、加盟店銀行を通じて機構にその旨を報告し、また、加盟店銀行は必要に応じて C0 発行銀行にもその旨を報告することができるものとします。
2. C0 加盟店は、C0 直接加盟店および C0 任意組合の場合は自ら、C0 間接加盟店の場合は C0 直接加盟店を通じて、C0 組合事業加盟店の場合は C0 任意組合を通じて、機構所定の加盟店に関する情報等を機構に提供するものとし、C0 間接加盟店からかかる情報等の提供を受けた C0 直接加盟店および C0 組合事業加盟店からかかる情報等の提供を受けた C0 任意組合は、当該情報等を機構に提供するものとします。機構は、顧客と C0 加盟店との間での円滑な C0/売買取引の確保のために、かかる情報を、機構所定の方法で公表できるものとし、C0 直接加盟店は C0 間接加盟店から、C0 任意組合は C0 組合事業加盟店から、当該公表に関する同意を取得するものとします。
3. 機構、加盟店銀行および C0 発行銀行は、C0 加盟店における事故等の発生を認知した場合、機構の場合は自ら、加盟店銀行の場合は自らまたは機構を通じて、C0 発行銀行の場合は自らまたは加盟店銀行もしくは機構を通じて、C0 加盟店に対して、必要な調査および報告な

らびに改善策の策定および実施を求めることができ、C0 加盟店はこれに従うものとします。

4. C0 加盟店は、キャッシュアウト取引に関連して、官公庁が、当該 C0 加盟店に対して、報告・検査を求めた場合には、これに応じるものとします。
5. C0 加盟店は、全 C0 加盟店の C0/売買取引に係る取扱利用実績および業種別・地域別内訳を機構が公表することがあることに承諾するものとします。但し、個々の C0 加盟店の取扱利用実績を機構が公表することはないものとします。
6. C0 加盟店は、当該 C0 加盟店に係る情報（事故等に関する情報を含みますが、これに限られません。）であって、C0 発行銀行がキャッシュアウトに関連するサービスを適切に提供するために必要であると機構、C0 発行銀行または加盟店銀行が認めるものを、機構が加盟店銀行および C0 発行銀行に対して提供すること、C0 発行銀行が機構および加盟店銀行に対して提供することならびに加盟店銀行が機構および C0 発行銀行に対して提供することに同意します。

第 6 条（C0 加盟店の責任）

1. C0 加盟店に対する顧客からの苦情および C0 加盟店と顧客との間の紛議については、当該 C0 加盟店が、その責任と費用負担にて対応するものとします。
2. C0 加盟店が、その締結する C0 直接加盟店契約、C0 間接加盟店契約または C0 組合契約で定められたキャッシュアウト取引の上限額に違反したことによって、C0 発行銀行が、当該 C0 加盟店における不正なキャッシュアウト取引に関して、顧客に対して当該上限額を超えて補償を行うこととなった場合、当該 C0 加盟店は、当該 C0 発行銀行に対して、当該 C0 発行銀行が当該顧客に対して補償した額のうち当該 C0 発行銀行が設定した上限額を超える部分の金額を支払わなければならないものとします。
3. 前項にかかわらず、C0 発行銀行が、C0 加盟店における不正なキャッシュアウト取引に関して、顧客に対して補償を行うこととなった場合であって、当該 C0 加盟店が第 2 条第 6 項に定めるキャッシュアウト取引を行ったことの証跡を保存していなかったときは、当該 C0 加盟店は、当該 C0 発行銀行に対して、機構所定のガイドラインの定めに従って、当該 C0 発行銀行が当該顧客に対して補償した額を支払わなければならないものとします。

第 7 条（反社会的勢力排除）

1. C0 加盟店になろうとする者は、C0 加盟店となるに際し、自身が現在暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしている

と認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. C0 加盟店になろうとする者は、C0 加盟店となるに際し、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて機構の信用を毀損し、または機構の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. C0 加盟店は、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、または前項各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。

第 8 条 (C0 加盟店の C0 デビット取引契約時の義務)

1. C0 加盟店は、顧客が C0 デビット取引契約の申込をした場合、顧客の所持するカードを顧客をして端末機に読み取らせまたは顧客よりカードの引渡を受け自ら当該カードを端末機に読み取らせるものとします。
2. C0 加盟店は、端末機に表示された対価支払債務の金額を顧客に確認させ、当該カードの暗証番号を顧客に入力させるものとします。
3. C0 加盟店は、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されたときは、対価支払債務の弁済がなされたものとして取り扱うものとします。
4. C0 加盟店は、顧客との間で取引を行うに際して、当該顧客から、C0/売買取引に係る合理的な手数料を徴収することができるものとし、その場合、当該 C0 加盟店は当該顧客に対して C0/売買取引に係る手数料を徴収する旨を予め明示するものとします。

第 9 条 (取扱金額)

1. C0 加盟店は、1 回あたりの C0 デビット取引契約による対価支払債務の最高または最低限度額を定めることができるものとします。但し、キャッシュアウト取引に関しては、C0 直接加盟店に関しては加盟店銀行との間で締結した C0 直接加盟店契約、C0 間接加盟店に関しては第 10 条第 2 項に定める C0 間接加盟店契約、C0 組合事業加盟店においては第 10 条第 3 項で定める C0 組合契約で定める 1 回あたりの最高額を遵守するものとします。
2. 顧客の対価支払債務の金額、または同債務および現金自動支払機 (現金自動預入払出兼用機を含みます。) による預貯金払戻しの 1 日あたりの累計額が、C0 発行銀行の定める金額を超えるときは、C0 デビット取引契約に係る口座引落確認はなされないものとします。

第 10 条 (C0 直接加盟店契約等)

1. C0 直接加盟店契約とは、顧客の C0 デビット取引契約に関し、機構において C0 加盟店として登録をされた者を一方当事者とし機構の会員である一または複数の金融機関を他方当事者として、対価支払債務に係る債権 (以下「対価支払債権」といいます。) の移転等を目

的として締結される契約をいうものとします。

2. C0 直接加盟店は他の複数の法人または個人との間で、当該法人または個人の顧客に対する C0 デビット取引契約に関する対価支払債権の譲受け等を目的とした契約を、C0 直接加盟店契約の他方当事者である金融機関（加盟店銀行）所定の方式により締結することができます（当該契約を「C0 間接加盟店契約」といいます。）。
3. C0 任意組合はその組合員との間の組合契約において、当該組合員の顧客の C0 デビット取引契約に関する対価支払債権の譲受け等を目的とする取決め（当該取決めを含む契約を「C0 組合契約」といいます。）を、加盟店銀行所定の方式により締結するものとします。

第 11 条（本規約等の遵守義務）

C0 加盟店は本規約、機構が定める J-Debit キャッシュアウトガイドラインおよび機構が定める他の規則・ガイドライン等を遵守するものとし、C0 直接加盟店はその C0 間接加盟店に対し、C0 任意組合の代表者はその C0 組合事業加盟店に対し、それぞれ本規約を周知徹底しこれを遵守させるものとします。

第 12 条（加盟店口座の開設または指定）

C0 直接加盟店または C0 任意組合の代表者は、C0 直接加盟店契約締結の際、C0 デビット取引契約に伴う決済のため、加盟店銀行に C0 直接加盟店または C0 任意組合名義の口座を開設しまたは加盟店銀行にある同名義の口座を指定するものとします（かかる口座を以下「加盟店口座」といいます。）。

第 13 条（債権譲渡）

1. C0 直接加盟店または C0 任意組合は、C0 直接加盟店契約の定めるところに従い、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、対価支払債権を加盟店銀行に対し指名債権譲渡の方式により売却するものとします。
2. C0 間接加盟店または C0 組合事業加盟店は、C0 間接加盟店契約または C0 組合契約の定めるところに従い、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、対価支払債権を C0 直接加盟店または C0 任意組合に対し指名債権譲渡の方式により売却するものとします。

第 14 条（手数料および実費）

1. C0 直接加盟店または C0 任意組合が加盟店銀行に支払うべき加盟店手数料の支払は、次のとおりとします。
 - (1) 直接加盟店方式および間接加盟店方式
C0 直接加盟店は、各々の C0 直接加盟店契約の定めに従い、個々の加盟店銀行が定める加盟店手数料を加盟店銀行に支払うものとします。
 - (2) 組合事業加盟店方式
C0 任意組合の代表者は C0 任意組合を代表して、各々の C0 直接加盟店契約の定めに従い、個々の加盟店銀行が定める加盟店手数料を加盟店銀行に支払うものとします。
2. C0 直接加盟店または C0 任意組合は、C0 発行銀行に対し、C0 直接加盟店およびその C0 間接

加盟店またはその C0 組合事業加盟店が行った C0 デビット取引契約に係る顧客の口座引落可能照会または取消し等についての実費を件数に応じて支払うものとします。

3. C0 直接加盟店または C0 任意組合は、前項の実費の支払を加盟店銀行に委託し、同金額を加盟店銀行に支払うものとします。
4. C0 金融機関加盟店は、C0 発行銀行に対し、C0 金融機関加盟店が行った C0 デビット取引契約に係る顧客の口座引落可能照会または取消し等（第 2 条第 8 項に定める照会を含むものとします。）についての実費を件数に応じて支払うものとします。

第 15 条（債権売買代金の入金）

C0 加盟店が第 13 条の定めに従って行った対価支払債権の売却に伴う代金の決済は、次のとおりとします。

- (1) C0 直接加盟店契約所定の日に、対価支払債権の額面額から前条および C0 直接加盟店契約所定の金員を控除した金員が加盟店口座に入金されます。
- (2) 間接加盟店方式または組合事業加盟店方式の場合、C0 直接加盟店または C0 任意組合は、前号に従い加盟店口座に入金された金員の中から C0 間接加盟店契約または C0 組合契約の定める金員を、その C0 間接加盟店またはその C0 組合事業加盟店に支払うものとします。

第 16 条（加盟店登録料等）

1. C0 直接加盟店および C0 金融機関加盟店は、機構の理事会が別に定める加盟店登録料を、年 1 回機構に支払うものとします。
2. 組合事業加盟店方式の場合の C0 任意組合の代表者は、C0 任意組合を代表して、機構の理事会が別に定める加盟店登録料を、年 1 回機構に支払うものとします。

第 17 条（地位譲渡禁止等）

1. C0 加盟店は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. C0 加盟店は、本規約に定めるほか、対価支払債権およびその債権譲渡に係る譲渡代金支払請求権を第三者に譲渡、質入等することはできないものとし、またこれらの権利を第三者に譲渡、質入等していないことを保証するものとします。
3. C0 加盟店は、端末機等を、当該端末機等の使用目的または本規約に定める用途以外の目的のために使用または解析等をしてはならず、また第三者に使用等させてはならないものとします。

第 18 条（C0 加盟店の取引拒絶禁止）

1. C0 加盟店は、次の場合を除き、正当な理由なくして C0 デビット取引契約の締結を拒絶してはならないものとします。
 - (1) 顧客がカード名義人以外の者または不審者と判断される場合
 - (2) 顧客が第 1 条第 9 項にいう C0 デビット取引契約の締結に係る機能を付与されているカードを提示していない場合（C0 発行銀行が定めるところにより、C0 デビット取引契約の締結に係る機能が制限されている場合を含みます。）
 - (3) C0 加盟店の都合によりその C0/売買取引が C0 デビット取引契約の対象外とされている場

合

- (4) 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
- (5) C0 加盟店において、当該 C0 加盟店の業務を遂行するにあたって必要な量の現金を確保するために C0/売買取引を拒絶する必要がある場合
2. 前項にかかわらず、C0 加盟店は、次の場合には、C0 デビット取引契約の締結を行わないものとしします。
 - (1) 顧客が暗証番号の入力を C0 発行銀行所定の回数を超えて間違えた場合
 - (2) 顧客が明らかに偽造、変造または模造と判断されるカードを提示した場合
 - (3) 顧客が明らかにカード名義人以外の者と判断される場合
 - (4) 前三号のほか、C0 デビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合
 - (5) 第 9 条に定める場合
 - (6) 当該 C0 加盟店において C0/売買取引に用いることを C0 発行銀行が認めていないカードの提示を受けた場合
3. C0 加盟店は、第 1 項に基づき C0/売買取引を拒絶できる場合（但し、第 1 項第 5 号の場合を除きます。）にもかかわらず故意または重大な過失により取引拒絶を怠ったときは、カード名義人、C0 発行銀行または加盟店銀行等に生じた損害を、カードの不正利用者等と連帯して負担するものとしします。また、C0 加盟店は、前項各号に該当するにもかかわらず、C0 デビット取引契約を行ったときは、カード名義人、C0 発行銀行または加盟店銀行等に生じた損害を、カードの不正利用者等と連帯して負担するものとしします。

第 19 条（C0 デビット取引契約解消の場合の対応）

1. C0 デビット取引契約が解除（合意解除を含みます。）または取消し等により適法に解消された場合（以下「解消」といいます。C0/売買取引の解消と併せて C0 デビット取引契約が解消された場合を含みます。）、取引当日に解消の申出がなされた場合に限り、C0 加盟店はその責任において次の各号に従って当該申出に応じることができるものとしします。なお、C0 デビット取引契約を解消する場合、C0 デビット取引契約の全部が解消されるものとしします。
 - (1) C0 加盟店は、顧客の所持するカードを顧客をして端末機に読み取らせまたは顧客よりカードの引渡を受け自ら当該カードを端末機に読み取らせた後、端末機から C0 発行銀行に対し預貯金の引落しの取消しの電文を送信するものとしします。
 - (2) この場合顧客の暗証番号の入力は不要としします。
 - (3) システム上取消しの電文を送信することが不可能な場合および当該カードの C0 発行銀行が定める規定による預貯金の復元が取引当日中になされない場合は、C0 加盟店は顧客からの解消の申出に応じることができないものとしします。C0 加盟店は、顧客から取引翌日以後に解消の申出を受けた場合には、当該申出に応じることができないものとしします。
2. 前項にかかわらず、加盟店は、取引当日に顧客から解消の申出を受けたもののシステム上取消しの電文を送信することが不可能な場合もしくは当該カードの C0 発行銀行が定める規定による預貯金の復元が取引当日中になされない場合または顧客からの解消の申出が取引翌日以降になされた場合、加盟店の責任において、売買取引およびデビットカード取引契約を解消することができます。この場合、加盟店は、顧客に対して当該売買取引に係る代

金相当額の支払義務を負い、当該顧客に現金等にてこれを支払うものとします。

3. 第1項第1号(1)の措置により預貯金の復元がなされた場合、C0加盟店が有する対価支払債権の債権譲渡に係る譲渡代金支払請求権は消滅するものとします。
4. 適法かつ正当な解消依頼であることの確認は、カード、キャッシュアウト明細書および口座引落確認書等の徴求および照合等によりC0加盟店が行うものとします。
5. C0加盟店より取消しの電文が送信されたときは、C0加盟店は送信権限の瑕疵を主張できないものとします。

第20条（C0加盟店登録任意抹消とC0加盟店契約終了等）

1. C0直接加盟店、C0金融機関加盟店またはC0任意組合は、1カ月前の書面による予告により、C0加盟店としての登録抹消日を明示し、機構の定めるところによりC0加盟店としての登録（以下「C0加盟店登録」といいます。）の抹消を機構に申請できるものとし、申請を受けた機構は加盟店銀行にこれを通知するものとします。この申請がなされた場合、機構は、申請された登録抹消予定日を以てC0加盟店登録を抹消するものとし、かかる登録抹消日を以てC0直接加盟店契約およびC0間接加盟店契約は終了するものとします。
2. C0加盟店登録の抹消を申請したC0直接加盟店またはC0任意組合は、そのC0間接加盟店またはそのC0組合事業加盟店にこれを事前に通知するものとします。
3. C0直接加盟店またはC0任意組合は、C0加盟店登録抹消日到来後直ちに、当該C0直接加盟店またはC0任意組合の負担と責任において、当該C0直接加盟店およびそのC0間接加盟店またはそのC0組合事業加盟店に掲示されている加盟店標識を取り外すものとし、登録抹消日後C0加盟店は一切C0デビット取引契約を締結してはならないものとします。
4. 前項に違反したことによって生じた全ての損害は、当該C0加盟店およびそのC0直接加盟店またはそのC0任意組合において負担するものとします。
5. C0金融機関加盟店は、C0加盟店登録抹消日到来後直ちに、当該C0金融機関加盟店に掲示されている加盟店標識を取り外すものとし、登録抹消日後は一切C0デビット取引契約を締結してはならないものとします。
6. 第4項は前項の場合にも準用します。

第21条（C0加盟店登録抹消とC0加盟店契約解約等）

1. C0直接加盟店、C0金融機関加盟店またはC0任意組合が次のいずれかに該当または該当すると推知される場合、当該場合を認知した機構は、緊急を要するときを除き、速やかに当該C0直接加盟店、C0金融機関加盟店またはC0任意組合に対する調査を実施するものとします。機構は、当該調査の後、または緊急を要する場合は当該調査を経ずに、当該C0直接加盟店、C0金融機関加盟店またはC0任意組合において次のいずれかに該当すると判断された場合、直ちに当該C0直接加盟店、C0金融機関加盟店またはC0任意組合のC0加盟店登録を抹消することができるものとします。C0間接加盟店またはC0組合事業加盟店が次の第8号を除くいずれかに該当する場合、機構はそのC0直接加盟店またはそのC0任意組合のC0加盟店登録を抹消することができるものとします。C0直接加盟店またはC0任意組合のC0加盟店登録を抹消したとき、機構は加盟店銀行および電気通信事業者に対しその旨を通知するものとし、通知を受けた加盟店銀行はC0直接加盟店契約を解約するものとします。

- (1) デビットカードのシステムまたはキャッシュアウトのシステムを悪用していることまたは悪用するおそれがあることが判明した場合
 - (2) 事業内容が法令または公序良俗に反すると認められる場合
 - (3) 暴力団員等もしくは第7条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (4) 一般人に著しい嫌悪感を与える程度にわいせつ性が高い商品の販売または役務の提供をしている場合
 - (5) 法令違反または犯罪行為を惹起させる可能性が高い商品の販売または役務の提供している場合
 - (6) 顧客からの苦情等により C0 加盟店として不相当と判断された場合
 - (7) 本規約、機構が定める J-Debit キャッシュアウトガイドラインまたは機構所定の他の規則・ガイドライン等に違反した場合
 - (8) 第16条に定める加盟店登録料の支払を怠った場合
 - (9) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があり、または信用状態が著しく悪化していると認められる場合
 - (10) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (11) その他前各号に準ずる事実が発生した場合
2. 機構は、C0 加盟店登録抹消後直ちにこれを当該 C0 加盟店に通知するものとし、C0 加盟店登録申請書に記載された当該 C0 加盟店の住所宛に当該通知が通常到達すべき時を以て抹消されたものとし、
 3. C0 組合事業加盟店において第1項各号のいずれかの事由（第8号の事由を除きます。）が発生しまたは発生したと推知される場合については次のとおりとします。
 - (1) 当該 C0 組合事業加盟店と組合契約を締結している任意組合の代表者は、自らまたは機構からの連絡により当該場合を認知したとき、速やかに当該 C0 組合事業加盟店に対する調査を実施しその結果を機構に書面で報告するものとし、
 - (2) 当該 C0 任意組合の代表者は、当該 C0 組合事業加盟店において第1項各号のいずれかの事由（第8号の事由を除きます。）があると判断したとき、速やかに当該 C0 組合事業加盟店における C0 デビット取引契約を停止させるものとし、当該停止がなされたことを確認した後これを機構へ書面で報告するものとし、
 4. 第1項各号の事由に該当した C0 加盟店は、これによりカード名義人、C0 発行銀行または加盟店銀行等に生じた損害を負担するものとし、同項各号の事由（第8号の事由を除きます。）に該当する C0 加盟店が C0 間接加盟店または C0 組合事業加盟店であるときは、その C0 直接加盟店またはその C0 任意組合は、これによりカード名義人、C0 発行銀行または加盟店銀行等に生じた損害を、当該 C0 加盟店と連帯して負担するものとし、
 5. 前条第3項ないし第6項は本条の場合に準用します。

第22条（届出）

C0 加盟店は、機構が別に定める C0 加盟店の取扱いに関する規則に定められた事項を機構に届け出るものとし、届出事項に変更が生じる場合、機構所定の時期に、機構所定の届出用紙

により手続を行うものとします。

第 23 条（本規約の改定）

本規約は理事会の決議により改定され、機構は新規約を機構のホームページまたは機構所定の日刊新聞紙に掲載する等の方法により公示するものとし、新規約は公示に指定された時を以て効力を生ずるものとします。

第 24 条（本規約に定めのない事項）

C0 加盟店は、本規約に定めのない事項については、機構が別に定める C0 加盟店の取扱いに関する規則等に従うものとします。

第 25 条（紛争処理）

本規約または C0 デビット取引契約に関して C0 加盟店によるまたは C0 加盟店に対する訴訟の必要が生じた場合、C0 発行銀行を当事者とするものは同行の本店所在地を、機構を当事者とするものは東京地方裁判所を、加盟店銀行を当事者とするものは C0 直接加盟店契約に定める地方裁判所を、それぞれ第一審の専属管轄裁判所とします。

附 則

（平成 29 年 10 月 4 日改正）

本規約に係る本改正は、平成 29 年 10 月 4 日に施行します。

（平成 30 年 2 月 7 日改正）

本規約に係る本改正は、平成 30 年 2 月 7 日に施行します。

以上